



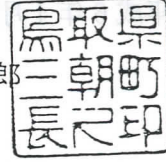
専決第1号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、三朝町税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分する。

平成6年3月31日

三朝町長 安田 真一 郎



三朝町条例第 号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和45年三朝町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項各号列記以外の部分中「1に」を「いずれかに」に、「町民税（）」を「町民税（第2号に該当する者に対しては、）」に改め、「、第2号に該当する者に対しては分離課税に係る所得割を」を削り、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条第2項中「104,000円を」を「144,000円を」に改める。

第31条第2項の表を次のように改める。

法人等の区分	税率
(1) 資本等の金額（資本の金額又は出資金額と法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第17号に規定する資本積立金額との合計額（保険業法（昭和14年法律第41号）に規定する相互会社に対しては、令第45条の3に定めるところにより算定した準資産額）をいう。）次号から第8号までにおいて同じ。）が50億円を超える法人（保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの並びに法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等（管理組合法人及び団地管理組合法人並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による	年額300万円

<p>団体を含む。)で均等割のみを課されるものを除く。次号から第8号までにおいて同じ。)で町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給与若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第8号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人を超えるもの</p>	
(2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 175万円
(3) 資本等の金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 41万円
(4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 40万円
(5) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 16万円
(6) 資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 15万円
(7) 資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 13万円
(8) 資本等の金額が1,000万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 12万円
(9) 前各号に掲げる法人以外の法人等	年額 5万円

第71条に次の1項を加える。

2 法附則第16条第6項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)第3条の規定による認定を受けた旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第5条第1項中「25万円」を「30万円」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(平成6年度分の個人の町民税の所得割の特別減税)

第5条の2 平成6年度分の個人の町民税に限り、法附則第3条の4第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき町民税に係る特別減税の額を、第3

4条の3及び第34条の4の規定を適用した場合の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額から控除する。

（平成6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例）

第5条の3 平成6年度分の個人の町民税に限り、個人町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第41条の規定にかかわらず、第40条第1項に規定する第1期の納期においては特別減税前の個人の町民税の額（前条の規定の適用がないものとした場合に算出される個人の町民税の額をいう。以下本条において同じ。）及び特別減税前の個人の県民税の額（法附則第3条の4第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される個人の県民税の額をいう。以下本条において同じ。）の合算額を4で除して得た額（当該額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該額の全額が1,000円未満であるときは、その端数の額又はその全額を切り捨てた額）に3を乗じて得た額を個人の町民税の額及び個人の県民税の額の合算額から控除した額とし、その他のそれぞれの納期においては特別減税前の個人の町民税の額及び特別減税前の個人の県民税の額の合算額を4で除して得た額（当該額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該額の全額が1,000円未満であるときは、その端数の額又はその全額を切り捨てた額）とする。ただし、第47条第1項の規定によって徴収する場合（同項に規定する特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に第40条第1項に規定する第1期の納期が到来する場合を除く。）にあっては、この限りでない。

附則第13条の見出し及び同条中「平成3年度から平成5年度まで」を「平成6年度から平成8年度まで」に改める。

附則第15条の2第2項中「附則第31条の3第2項又は第3項」を「附則第31条の3第3項から第5項まで」に、「前項」を「第1項」に改め、「第2号」の下に「（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成6年1月1日から平成8年12月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11

条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に3分の2(当該取得のうち平成6年1月1日から同年12月31日までの間にされたものにあつては、2分の1)を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に3分の2(当該取得のうち平成6年1月1日から同年12月31日までの間にされたものにあつては、2分の1)を乗じて得た額」とする。

附則第16条の4第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第5条の2の規定の適用については、同条中「除く。)の額」とあるのは「除く。)の額並びに附則第16条の4第1項に規定する町民税の所得割の額」とする。

附則第17条第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第5条の2の規定の適用については、同条中「除く。)の額」とあるのは「除く。)の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第17条の2第2項中「附則第34条の2第6項」を「附則第34条の2第7項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が租税特別措置法第34条の2第2項第3号に掲げる場合に該当することとなった土地につき同条第1項の規定の適用を受けるときは、当該土地の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第19条第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第5条の2の規定の適用については、同条中「除く。)の額」とあるのは「除く。)の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第24条第1項の改正規定並びに附則第17条の2の改正規定並びに次条第2項及び附則第5条の規定は、平成7年4月1日から施行する。

（町民税に関する経過措置）

第2条 次項に定めるものを除き、改正後の三朝町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、平成6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第24条第1項の規定は、平成7年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成6年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

3 新条例第31条第2項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は同条第3項の期間に係る法人の町民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の町民税については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新条例第48条第1項の申告書（法人税法（昭和40年法律第34号）第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第145条第1項において準用する場合を含む。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、新条例第48条第1項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。）の提出期限が施行日前である場合には、その法人の当該申告書に係る町民税として納付した又は納付すべきであった町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成6年度分の固定資産税に限り、新条例第71条の規定の適用については、同条中「1月31日」とあるのは「4月30日」とする。

3 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律（平成6年法律第15号）附則第9条の規定の適用を受ける同法による改正後の地方税法（昭和25年法律第226

号)第349条の3第36項に規定する事務所及び倉庫に対して課する固定資産税の課税標準は、新条例第61条第1項から第8項までの規定にかかわらず、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律附則第9条に定める額とする。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第4条 新条例附則第15条の2第2項の規定は、平成6年1月1日以後にされる土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、同日前にされる土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に関する経過措置)

第5条 新条例附則第17条の2の規定は、所得割の納税義務者が平成6年1月1日以後に行う同条第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の町民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った改正前の三朝町税条例附則第17条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の町民税については、なお従前の例による。